



答弁者 : 140教育長

通告番号 : 6-()-

関係所属 : 教育委員会
高校教育課

キーワード : 6 県立高校におけるインクルーシブ教育の推進について

質問要旨 : 中学校の発達支援学級卒業後、特別支援学校に入学できるのは、知的障害を伴う生徒であり、発達障害があっても知的障害を伴わない生徒は、法の規定により入学することができない。このような生徒の多くは高等学校へ進学するが、学校生活に馴染めない場合もあり、不登校となり学校を辞めてしまう生徒も少なくなく、その先ひきこもる状況になってしまうと社会に出ていくことが困難で本人や家族が苦しい状態となる。文部科学省の調査によると、通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた高校生の割合は2.2%であり、これらの生徒が安心した学校生活を送るためには、これまで以上に専門的な知見や経験を有する人材を現在の職員数にプラスして活用するなど、より手厚い教育上の支援が必要である。神奈川県では、「インクルーシブ教育推進課」を設置しているほか、インクルーシブ教育実践推進校を設置し特別募集を行っており、入学後は一般募集の生徒と同様に学校生活を送っている。障害の有無にかかわらず、誰もが安心して県立高校への入学を希望することができ、入学後も安心した高校生活を送ることができる体制とするためには、県立高校においてもインクルーシブ教育の推進が必要であると考えているが、現状と課題、今後の進め方について伺う。

県立高校におけるインクルーシブ教育の推進についてお答えいたします。

特別支援学校への入学の対象とならない自閉・情緒障害学級に在籍する生徒の数は、近年大幅に増加しており、その多くは中学校卒業後、全日制や通信制などの高校に進学しております。こうした生徒たちが安心して学校生活を送ることができるような取組が、県立高校においても極めて重要であると認識しております。

現状では、特別な支援が必要な生徒は通常学級に在籍しており、各高校は、個別の指導計画の作成や、自校通級・巡回通級による指導を通じて、学習面や生活面の支援に努めております。しかしながら、集団生活のストレスや人間関係構築の困難など、課題を抱える生徒も見受けられ、今後は、多様な生徒がともに学ぶインクルーシブ教育の理念を大切にしながら、サポート体制の強化充実を図ることが重要と考えます。

現在、県教育委員会では学校種を超えたワーキングを設置し、「共生・共育」の理念の実現に向け、校種をまたいでの個に応じた支援体制の充実、関係機関との連携と外部人材の活用など、今後の特別支援教育の在り方の方向性を検討しているところでありますが、現時点で必要と判断した取組については、速やかに実施してまいります。

具体的には、11校の高校に特別支援学校の分校が併置されるなど、本県の特徴である特別支援学校と高校との連携体制を活かし、生徒支援の知識や手法の共有、教員の人的交流などによるスキル向上を図るほか、通級による指導の更なる充実、「人間関係づくりプログラム」の改訂と普及、精神科医ほか専門家との効果的な協力体制の構築など、困難を抱える生徒の支援体制の充実に努めてまいります。

県教育委員会といたしましては、インクルーシブ教育システムの理念の下、これまで以上に中学校からの学びの連続性を高め、生徒たちの卒業後も見据えて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援が行えるよう、取組を進めてまいります。

以上であります。